

姫路市告示第 343号

令和 6年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

富山県及び石川県における市税に関する申告又は納付期限等の指定について

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第11条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税に関する申告又は納付期限等の延長について（令和6年姫路市告示第30号）において別途市長が定めることとされている期日を、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。